

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市前田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堂々池地区）を行うことについて平成29年2月10日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課及び三木町産業振興課において平成29年2月24日から同年3月16日まで縦覧に供する。

平成29年2月17日

香川県知事 浜 田 恵 造